長野県クビアカツヤカミキリ
地域防除戦略

長野県

令和８年 11 月

目次

○戦略策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○クビアカツヤカミキリの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○防除の対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
○本戦略の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
○長野県の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（１）被害等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（２）県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
Ⅰ 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
Ⅱ 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
Ⅲ 各主体の役割と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（１）県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（２）市町村の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（３）事業者及び県民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（４）関係者の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
Ⅳ 地域における戦略的な防除の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
１　被害状況に応じた地域別の対策（ゾーニング）・・・・・・・・・・・・・・・6
（１）未被害地域（成虫発見地域を含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　ア　未被害地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　イ　成虫発見地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（２）飛び地的被害地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（３）被害最前線地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（４）まん延地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
２　クビアカツヤカミキリの防除方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（１）防除スケジュールと防除方法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（２）具体的な防除方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
３　施設等ごとの対策と留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（１）果樹園等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（２）道路・河川・都市公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）学校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（４）観光地・自然公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（５）その他の私有地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
Ⅴ その他の推進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（１）広報の推進、住民からの通報の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（２）広域的な分布状況の調査及び把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（３）効果的な防除手法等の研究・開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（４）市町村等に対する各種支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
Ⅵ 防除の進捗状況の点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

○戦略策定の背景と目的

サクラ、ウメ、モモ等の樹木を加害する特定外来生物クビアカツヤカミキリは、平成 24 年に国内で初めて被害が確認されて以降、被害地域が全国各地へ拡大している。本種の繁殖力は極めて高く、産卵数が 1000 個を超えるメスもいるとされている[1]。新たな被害地域の多くは、既被害地から 3 km 以内で発生しているが[2]、40km 程度飛び地的に被害が発生する事例もあり、分散能力も極めて高いと言わざるを得ない。このような本種の特性を背景に、被害の拡大に歯止めがかからない状況となっている。

被害地域は、令和 8 年 9 月現在、22 都府県、300 を超える市町村にまで拡大している。本県においては、令和 8 年 7 月に佐久市で県内初確認され、その後、複数の市町村において被害が確認されている。

クビアカツヤカミキリは、サクラ等の景観木やウメ、モモ、スモモ、プルーン等の果樹を加害し、樹木の衰弱及び枯死を引き起こすことから、地域の景観や観光資源の喪失、果樹生産への影響が強く懸念されている。県内では発生初期段階にあることから、被害拡大を防止し、根絶するためには、早期発見・早期防除を徹底することが重要である。

クビアカツヤカミキリは、生態系に被害を及ぼすことから、平成 30 年に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物に指定され、また、令和 5 年 4 月には、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく指定有害動植物（対象植物：ばら科植物）に指定されている。このため、本種による被害を防止するためには、外来生物法及び植物防疫法に基づく取組を一体的に推進する必要がある。

国においては、被害地域の拡大防止及び将来的な国内根絶を目指し、クビアカツヤカミキリ防除戦略を策定し、都道府県による地域防除戦略の策定及び広域的な防除体制の構築を推進している。

長野県においても、これまで市町村、関係機関及び事業者等と連携し、被害状況調査、監視活動、緊急防除、普及啓発等の取組を進めてきた。しかしながら、本種の分散能力の高さを踏まえると、個別・局所的な対応のみでは十分ではなく、県、市町村、樹木所有者、施設管理者、事業者及び県民がそれぞれの役割を果たしながら、広域的

---

1 クビアカツヤカミキリコンソーシアム(2022) クビアカツヤカミキリの防除法 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所,5pp

2 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（2024）特定外来生物クビアカツヤカミキリの新たな定着地の早期発見・早期駆除システムの開発

かつ計画的な防除を推進する必要がある。

このため、本戦略は、国が策定したクビアカツヤカミキリ防除戦略を踏まえ、長野県における防除の基本方針、各主体の役割、監視・通報・防除体制、地域ごとの防除対策及び支援施策を明確化することにより、関係者が連携した効果的な防除を推進し、被害の拡大防止及び将来的な県内根絶を図ることを目的として策定する。

なお、本戦略は、県内の被害状況、防除対策の実施状況、防除技術の進展及び国の防除戦略等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うものとする。

○クビアカツヤカミキリの概要

【クビアカツヤカミキリ（学名：*Aromia bungii*）】

目科名　：　コウチュウ目カミキリムシ科

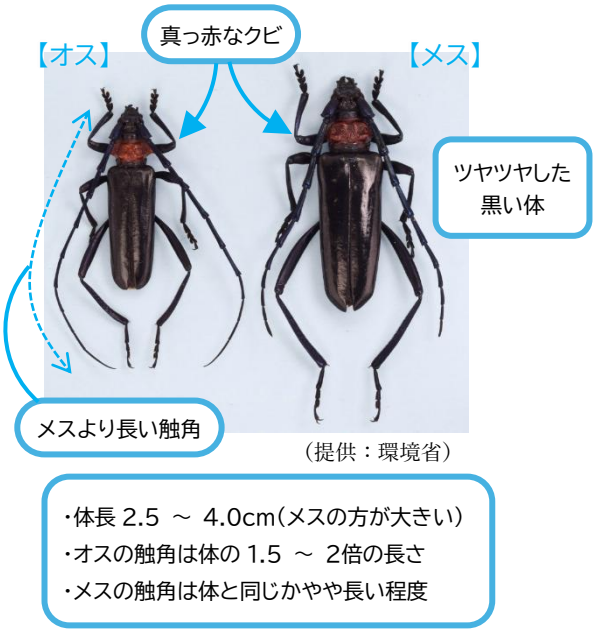
原産地域　：　中国、モンゴル、朝鮮半島等

【特徴】

＜成虫＞

・体長：約 2.5～4cm
・全体的に光沢のある黒い体
・胸部（前胸部、首の部分）は赤く、コブ状の突起がある
・腹側も黒色
・触角を立てて歩く
・強い臭いがある液体を出す

【図１　クビアカツヤカミキリ（成虫）】



（提供：環境省）

＜幼虫（フラス）＞

・主にサクラ、モモ、スモモ、プルーン、ウメ等のバラ科樹種を加害する
・生きている樹木に侵入し、樹木内部を食い荒らす
・幼虫が樹木内部を食い荒らす際に、穴から大量のフラス（木くずと糞が混ざったもの）を排出する
・フラスは株元、主枝に大量に溜まることが多い

【図２　幼虫（フラス）】



切り株から出てきた幼虫

（出典）

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所「クビアカツヤカミキリの防除法」

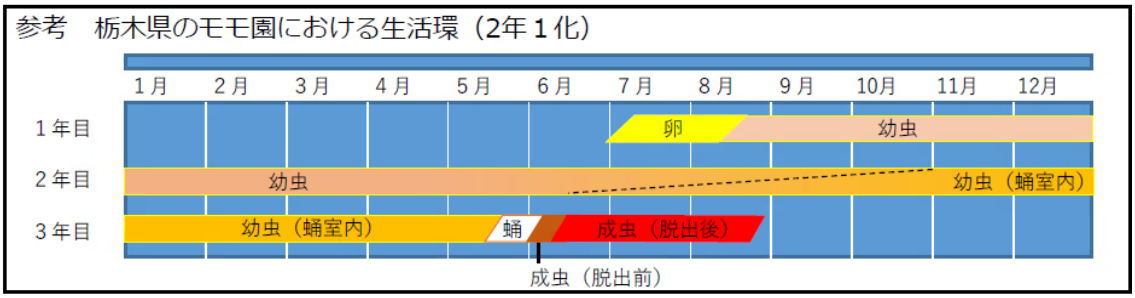


フラス（提供：群馬県）

【生活史】

・成虫の発生は主に 6 月から 8 月にみられる。
・羽化した成虫は、すぐに交尾を開始。
・樹皮の隙間に産卵。産卵数は非常に多い（多い個体は 1000 個以上）。
・幼虫は、樹木内部で 2～3 年程度かけて成長し、その後蛹になる。

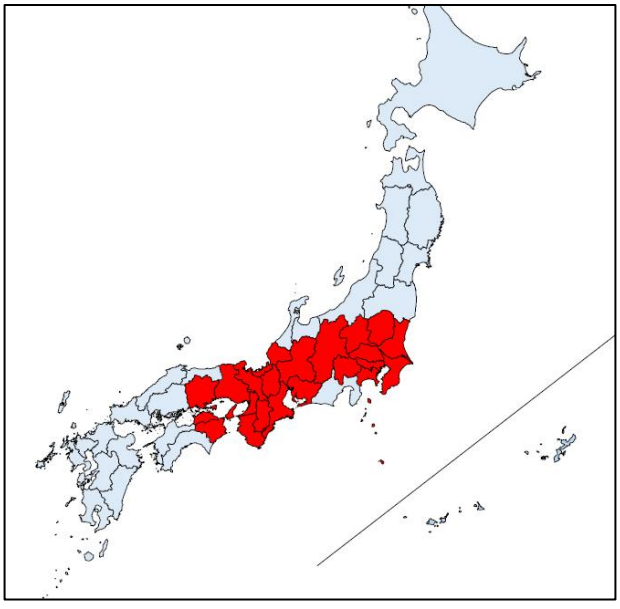
【図３　クビアカツヤカミキリの生活環】（栃木県の事例）



（出典）栃木県「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」

【全国の分布状況】

クビアカツヤカミキリは、平成 24 年に愛知県で国内初の被害が確認されて以降、関東地方を中心に分布を拡大し、その後、中部地方、近畿地方、四国地方等へ被害地域が拡大している。令和 8 年 9 月現在、被害は 22 都府県、300 を超える市町村で確認されており、国内各地でサクラ等の景観木やモモ、ウメ、スモモ等の果樹への被害が発生している。



【図４　全国の分布状況】
（出典）
農林水産省 HP
「クビアカツヤカミキリに関する情報」より

○防除の対象区域

長野県全域

○本戦略の対象期間

令和８年 11 月 20 日から令和 13 年３月末まで

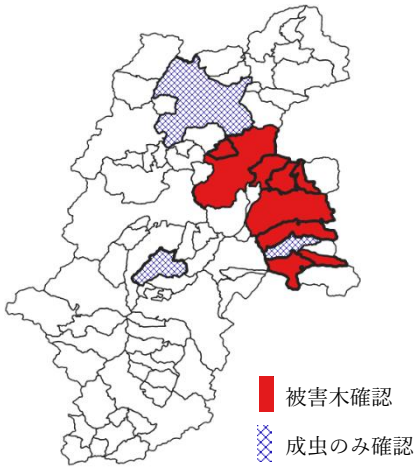
○長野県の現況

(1)被害等の状況

長野県においては、令和８年７月に佐久市でクビアカツヤカミキリの成虫が県内で初めて確認され、令和８年 11 月 20 日現在、被害木は上田市、小諸市、佐久市、東御市、南牧村、南相木村、佐久穂町、御代田町及び坂城町で確認された。

また、長野市、小海町及び辰野町では成虫のみ確認され、あわせて 12 市町村で被害等が確認されている。県内の被害等確認状況は図５のとおりである。

【図５　県内被害等確認状況】



(2)県の取組

長野県では、令和８年７月の県内初確認以降、被害状況に応じて、緊急防除エリアを設定し、薬剤散布及びフラス孔注入・樹幹注入等による緊急防除を実施するとともに、防除を推進するため市町村、県民及び事業者への薬剤提供を行った。

また、佐久・上小圏域における被害状況調査、県有施設の樹木調査及び市町村と連携して全県パトロールを実施するとともに、庁内対策会議の設置や市町村説明会の開催により防除体制の構築を進め、被害の拡大防止に取り組んできた。

Ⅰ 基本的考え方

防除は、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者（以下、「所有者等」という）が実施することを基本とする。

県及び市町村は、国と連携し、それぞれが管理する施設等において必要な防除を率先して実施するとともに、私有地における防除が適切に行われるよう必要な支援を行う。

上述のとおり、クビアカツヤカミキリの極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、直ちに県内での発生を根絶することは容易ではないことから、防除に当たっては、県内地域の被害状況等を勘案しながら、効果的な対策を実施していく必要がある。具体的には、まずは新たな地域に「入れない」対策として、未被害地域、飛び地的被害地域及び被害最前線地域（Ⅳ－１参照）への対応を早急に講ずる。

さらに、県、市町村、県民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、一体的な防除対策を推進することにより、被害地域の拡大防止及び県内根絶を目指す。

Ⅱ 目標

直ちに本地域防除戦略に基づくクビアカツヤカミキリの被害地域の拡大防止策に

着手し、2026（令和８）年度に防除体制を確立する。

さらに 2028（令和 10）年度まで未被害地域への侵入防止対策及び被害地域の拡大防止対策を実施し､県内で発生するクビアカツヤカミキリを根絶させ、2030（令和 12）年度まで継続的にモニタリングを行う。

Ⅲ 各主体の役割と連携

(1)県の役割

外来生物法第２条の３第１項の規定に基づき、県は、県の区域におけるクビアカツヤカミキリによる被害の発生状況及びその他の地域の実情を踏まえ、本種による生態系や農林水産業等への被害の防止のため必要な措置を講ずる。

また、農業関係にあっては植物防疫法第 22 条の３の規定に基づく、地域の実情に応じて定める指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）により、必要な措置を講ずる。

本種の極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、市町村が個別に対策を行うだけでは十分な効果が得られない場合があること、また、農地と農地外での一体的な対策や未被害地域における対策も重要となることから、県は、外来生物法第 17 条の２の規定に基づき、広域自治体として、市町村その他の関係機関と連携しつつ全県的な監視・防除体制を構築し、広域的かつ計画的に防除を推進する。このため、県は、地域における被害状況等を踏まえ、本地域防除戦略に基づき、防除の実施及び推進など必要な支援を行う。併せて、普及啓発を通じて、住民の知識と理解の向上を図る。

さらに、県は、市町村、県民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、一体的な防除が実施されるよう、市町村に対しては本戦略に定める市町村の役割に係る取組の実施を要請するとともに、県民及び事業者に対しても本戦略に定める県民及び事業者の役割に係る取組の実施を要請する。また、必要な調整、助言及び支援を行う。

(2)市町村の役割

外来生物法第２条の３第２項の規定に基づき、市町村は、県の施策に準じて、当該市町村の区域におけるクビアカツヤカミキリによる被害の発生状況及びその他の地域の実情を踏まえ、本種による生態系や農林水産業等への被害の防止のため必要な措置を講ずる。

また、市町村は、外来生物法第 17 条の４の規定に基づき、被害樹木等における的確な防除の推進の観点から県が策定する総合防除計画や、本地域防除戦略等を踏まえ、県その他関係機関と連携しつつ当該市町村における防除・監視体制を構築するとともに、土地所有者、施設管理者、農業者、事業者等に対し、防除マニュアル等の情報提供等を含む防除指導を行い、必要な防除を推進する。

特に、市町村は、地域住民に最も近い行政主体として、住民等からの発見情報の収集及び共有、被害状況の把握、普及啓発等の取組を推進するとともに、把握した情報を県等と共有する。

(3)事業者及び県民の役割

外来生物法第２条の４の規定に基づき、本種のまん延防止のため、関係法令を遵守し、被害木及び伐倒木を適切に取り扱うこと等を通じ、国、県及び市町村が実施するクビアカツヤカミキリ対策に協力する。

特に、本種による被害の早期発見及び早期防除においては、土地所有者、施設管理者、農業者、地域住民等が重要な役割を果たすことから、バラ科サクラ属（広義の *Prunus* 属のことをいう。以下同じ。）の樹木の適切な監視に努め、成虫、フラスその他の被害の兆候を確認した場合には、速やかに県地域振興局や市町村等の関係機関へ通報する。

(4)関係者の連携

県は、国、隣接県及びその他の都道府県、市町村、事業者その他の関係者と連携を図るとともに、被害情報、防除手法及び対策状況の共有を行い、広域的かつ一体的な監視・防除体制の構築及び被害拡大の防止に取り組み、県内根絶を目指す。

Ⅳ 地域における戦略的な防除の実施

1. 被害状況に応じた地域別の対策(ゾーニング)

クビアカツヤカミキリの極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、直ちに県内で根絶することは容易ではないことから、地域の被害状況に応じて県内の市町村を次の（１）から（４）までに地域区分（ゾーニング）し、被害状況に応じた効果的な対策に取り組み、県内根絶を目指す。

地域別の対策については、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本とする。国有施設については国が、公有施設については県または市町村が、私有地については所有者等が実施する。

【図６　被害状況に応じた地域別の対策（ゾーニング）模式図】



※生成 AI で作成

(1)未被害地域(成虫発見地域を含む)

これまでは、被害発生後の対策が中心となり、後手後手に回ることが多かったが、今後は、未被害地域（被害が発生していない市町村の区域をいう。以下同じ。）における事前の備えにより、予防的な防除を行っていくことが重要である。

クビアカツヤカミキリの新たな被害地域の多くは、既被害地点から3km圏内で発生することから、既被害地域（既に被害発生している市町村の区域をいう。以下同じ。）に隣接する未被害地域においては、クビアカツヤカミキリが既に侵入している可能性を踏まえた対策が急務である。また、40km程度飛び地的に被害が発生する事例もあることから、隣接しない未被害地域における備えも重要である。

また、被害木は確認されていないが成虫が発見された場合は、被害が発生していないものの産卵の可能性があることから、定着しているものとして防除をより徹底するため、成虫発見地域として以下の区分で対策を行う。

ア　未被害地域

未被害地域においては、所有者等はフラス発生期間を中心とした巡視の徹底に加え、登録農薬の使用やネット被覆等による徹底した予防的な防除を行う。また、県は市町村と連携しつつ外来生物法第17条の2等の規定に基づき、監視及び通報を受け付ける体制を整備し、被害予防や早期発見・早期防除を実施する。

イ　成虫発見地域 ※被害木は未確認の地域

被害木は確認されていないが成虫が発見された市町村においては、県は市町村と連携しつつ、外来生物法第17条の2等の規定に基づき、徹底した監視活動と通報体制を構築し、所有者等は巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布等を組み合わせた効果的な対策を実施して、徹底的に防除を実施する。なお、3年間は被害モニタリングを継続し、被害が確認されない状態が継続した場合には、地域根絶を判断する。

(2)飛び地的被害地域

クビアカツヤカミキリによる被害は、40km程度離れた地点で飛び地的に発生する事例がある。飛び地的被害地域（既被害地域に隣接せず、新たに被害が確認された市町村の区域をいう。以下同じ。※）においては、確認後、直ちに初期防除を徹底すれば、短期間で地域根絶できる可能性があるため、クビアカツヤカミキリ対策上極めて重要な地域であり、最優先で対策を行う必要がある。

飛び地的被害地域においては、既に被害が拡大している可能性を踏まえた上で、県は市町村と連携しつつ、外来生物法第17条の2等の規定に基づき、徹底した監視活動と通報体制を構築し、所有者等は被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等（伐倒した後、根株及び根系に残存するクビアカツヤカミキリの幼虫又はサナギに由来する成虫の羽化・逸出を防止することを目的として行う伐根、資材による根の被覆、モルタル

による根の固定等の処理をいう。以下同じ。）を基本としつつ、巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布、幼虫の個別駆除、成虫の飛散防止、産卵阻止等を組み合わせた効果的な対策を実施して、徹底的に防除を実施し、短期間での地域根絶を目指す。なお、地域根絶後も３年間は被害モニタリングを継続し、被害が確認されない状態が継続した場合には、地域根絶を判断する。

※既被害地域と隣接しない複数の市町村において同じ年に被害木が発生した場合は、これらの市町村全体を飛び地的被害地域として扱う。

(3)被害最前線地域

被害最前線地域（既被害地域一円の、最も外縁に位置する市町村の区域をいう。以下同じ。）は、未被害地域への被害拡大の起点となる地域であることから、優先的に対策を行う必要がある。

県は、市町村と連携しつつ外来生物法第 17 条の２等の規定に基づき、徹底した監視活動と通報体制を構築し、全ての被害最前線地域において、所有者等は被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等、巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布、幼虫の個別駆除、成虫の飛散防止、産卵阻止等を組み合わせた効果的な対策を実施し、被害地域拡大を防止し、短期根絶を目指す。

(4)まん延地域

まん延地域（飛び地的被害地域及び被害最前線地域を除く、侵入確認後３年経過した既被害地域をいう。以下同じ。）は、クビアカツヤカミキリが既に定着している区域であり、成虫の発生源となる被害木も多く、幼虫の加害により衰弱、枯死した樹木の落枝等が起きやすい地域でもある。

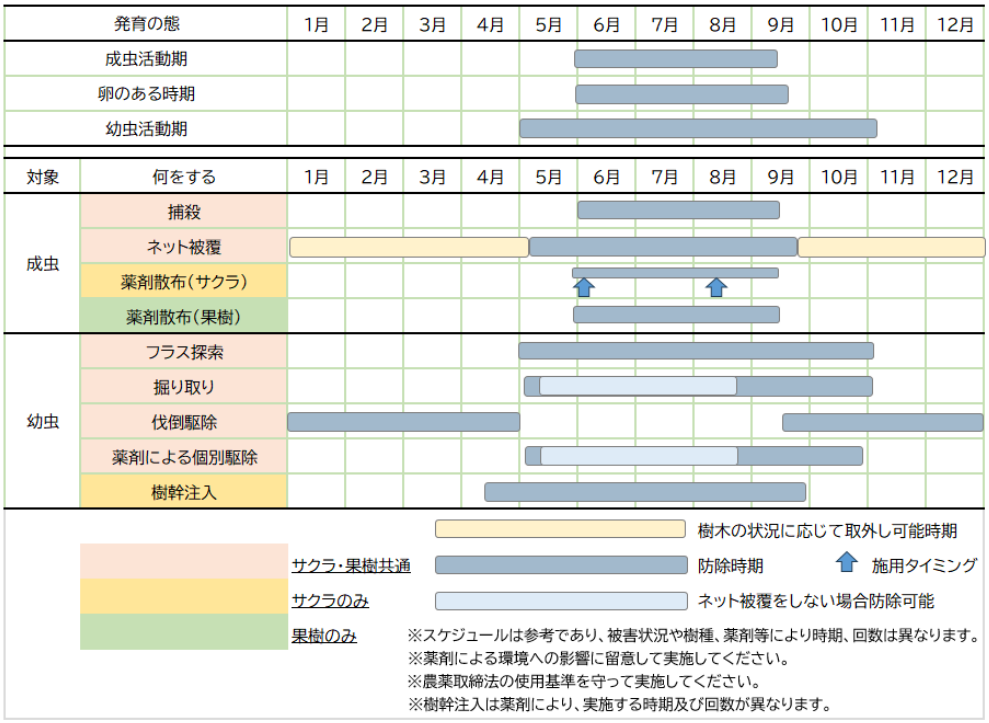
現在、県内市町村で対象地域はないが、まん延地域が発生した場合は、県は、市町村と連携しつつ外来生物法第 17 条の２等の規定に基づき、徹底した監視活動と通報体制を構築し、所有者等はフラスの発生状況など樹木の状態を踏まえ、被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等、巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布、幼虫の個別駆除、成虫の飛散防止、産卵阻止等を組み合わせた効果的な対策を実施し、地域内での生息密度の低減を図る。

2. クビアカツヤカミキリの防除方法

(1)防除スケジュールと防除方法の概要

クビアカツヤカミキリの防除方法については、監視活動に加え、伐倒・伐根等、掘り取り等の幼虫の個別駆除、成虫捕殺、ネット被覆等の物理的防除、薬剤の樹幹注入や散布等の化学的防除があり、本種の成虫又は幼虫の活動期に応じて、適切なスケジュールで実施する必要がある。

【図７　成虫、幼虫等の活動期に応じた防除スケジュール参考例[3]】



(2)具体的な防除方法

具体的な防除方法については、これまで、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所や農研機構により「クビアカツヤカミキリの防除法」、「日本の果樹と樹木を守る外来カミキリムシ総合対策マニュアル」等のマニュアル等が取りまとめられているほか、地方公共団体（栃木県、東京都等）やその公設試験研究機関（埼玉県環境科学国際センター、地方独立法人大阪府立環境農林水産総合研究所等）においてもマニュアル等が取りまとめられている。また、果樹生産園地への対策として、これらマニュアル等を参考に「長野県農地におけるクビアカツヤカミキリ対策指針（令和８年９月)」を策定したので、防除に当たっては、これらを参照しつつ、被害の状況など地域の実情に応じて効果的に実施することが必要である。

特に、被害木については、伐倒・伐根等の他、巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布、幼虫の個別駆除、成虫の飛散防止、産卵阻止等を組み合わせた効果的な対策を実施する。また、根や根に近い部分にも幼虫がいる可能性があることから、伐倒の際には、伐根して根株及び根系を除去、資材による根の被覆、モルタル等による根の固定等の処理も併せて実施する。この際、クビアカツヤカミキリの幼虫が好む、地表に露出した根についても除去又は被覆の処理等することが重要である。伐倒木については、新たな拡散源にならないよう、成虫の発生時期前（４月頃）までに、破砕、焼却、燻蒸の

3 クビアカツヤカミキリコンソーシアム(2022) クビアカツヤカミキリの防除法 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所,22pp を一部改変

いずれかの処理を行う。

加えて、樹種に応じて、幼虫の個別駆除や樹幹注入、薬剤散布で使用できる化学農薬が登録されているため、濃度や使用回数、使用基準等を守って効果的に使用することが重要である。

3. 施設等ごとの対策と留意事項

クビアカツヤカミキリの防除は、「１．被害状況に応じた地域別の対策（ゾーニング）」の考え方に基づき、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本とする。公共施設にも多くのサクラが植樹されており、県及び市町村において率先して必要な対策を実施することが必要である。また、私有地における対策については、所有者等による対策が基本であるものの、被害拡大防止の観点からは行政による関与も重要となる。

クビアカツヤカミキリが加害する樹種が多く存在する個別の施設等（果樹園等、道路・河川・都市公園、学校等、観光地・自然公園等）ごとの対策と留意事項は以下となる。これら以外の施設等についても、これらに準じて取り組むことが必要である。

(1)果樹園等

果樹園等においては、モモ、ウメ、スモモ等のバラ科サクラ属の果樹等がクビアカツヤカミキリの加害対象となる。被害の発生は果実の生産量の減少や品質の低下を招き、生産者の経営に深刻な影響を及ぼす。このため、関係機関が発信する周辺地域の被害状況や防除技術等の情報を参考に、生産者は日常的な栽培管理と一体となった監視活動を行い、フラスの有無等の確認を通じて早期発見・早期防除に努めることが重要である。

周辺地域において被害木が確認されている場合には、登録農薬の使用やネット被覆等による予防的な防除を適切に実施する。また、自身が管理する園地の防除に当たっては、被害状況に応じて伐採・伐根等を実施する。なお、伐採した果樹園にて改植を行う場合は、地域・園地の状況に応じて非寄主植物への転換を検討するとともに、被害対象となる果樹を振興する産地において寄主植物（被害木と同一の品目を含む。）に改植する場合にあっては、予防的な防除を徹底する。幼虫に対しては、幼虫活動期に登録薬剤の使用又は刺殺若しくは捕殺を行い、成虫に対しては、登録薬剤の散布又は捕殺を行う。伐採後の被害木・せん定枝は放置せずに適切に処分する。伐採・伐根等を行わない被害木では、成虫の分散を予防するため、春季から夏季の間はネット被覆等を行う。なお、学校、公園、道路、河川及び住宅地に近接する農地等において農薬を使用する場合は、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにすることが必要である。

また、県は、農業農村支援センター、農業協同組合等の関係機関と連携し、防除技術の普及促進を図る。

(2)道路･河川･都市公園

道路、河川及び都市公園に植栽されているサクラ等は、地域の景観形成に重要な役割を果たすとともに、花見をはじめとする観光資源としても高い価値を有している。特に近年は、インバウンドを含む観光需要の増加により、その経済的価値はさらに高まっていることから、被害の拡大は地域経済に大きな損失をもたらすおそれがある。

クビアカツヤカミキリは車両等に付着して長距離を移動する可能性が指摘されていることから、既被害地域から伸びる主要道路沿線については、侵入・拡大警戒ラインとして重点的に監視を行う必要がある。さらに、サクラ等が連続的に植栽されている河川沿いについても、被害拡大の経路となるおそれがあることから、同様に重点的な監視及び防除を実施することが必要である。

県及び市町村は、外来生物法等も踏まえ、それぞれが管理する道路、河川及び都市公園において率先して監視及び防除を実施するとともに、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、落枝や倒木による人身被害等の二次被害が生じるおそれがあることから、伐倒、伐根、植樹等の必要な対策を適時に実施することが重要である。

(3)学校等

サクラは、卒業式や入学式の時期に美しく開花することから、長年にわたり学校、保育園等における代表的な植栽樹木として親しまれてきた。また、学校、保育園等における様々な記念樹として植栽されている例も多く、我が国の学校文化や地域社会と深く結び付いている。

一方で、学校、保育園等に植栽されたサクラ等は、クビアカツヤカミキリの被害拡大の経路となる可能性があるため、学校、保育園等においても継続的な監視及び防除を実施することが重要である。

特に、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、落枝や倒木による児童・生徒等への人身被害が懸念されることから、二次被害が発生する前に伐倒、伐根、改植等の必要な措置を講ずる必要がある。

県及び市町村等の学校、保育園等設置者は、それぞれが管理する施設において率先して監視及び防除を実施するとともに、学校、保育園等は、児童・生徒の安全確保に配慮しつつ、関係機関が児童・生徒向けに作成・提供するクビアカツヤカミキリに関する普及啓発資料の配布等に協力し、早期発見に向けた地域の取組への理解が深まるよう配慮する。

(4)観光地･自然公園

観光地及び自然公園には、サクラが群生する名所や歴史的・文化的価値の高い景観地が数多く存在している。例えば、歴史公園等においては、サクラが観光資源として重要な役割を果たしており、地域ブランドや観光振興を支える基盤となっている。国立公園等の自然公園においても、サクラ、ウメ等の樹種が、景観上や生態系の観点から重要な構成要素となっている。

また、サクラは観光利用において重要な資源であり、インバウンドを含む観光客の誘致にも資することから、被害の拡大は地域経済にも直接的かつ甚大な損失をもたらすおそれがある。

さらに、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、観光客等に対する落枝・倒木事故の危険があることから、人身被害などの二次被害が発生する前に伐倒、伐根等及び必要な改植等の対策を実施する必要がある。

県及び市町村は、それぞれが管理する観光地及び自然公園において率先して監視及び防除を実施するとともに、県及び市町村によるこれらの対策が十分に進められるよう、国に必要な支援を行うよう働き掛ける。

(5)その他の私有地

広域的かつ面的な防除を実施するためには、道路、公園、学校等の公共施設における対策のみならず、私有地における対策も着実に実施されることが重要である。一部の私有地において防除が実施されない場合には、そこが新たな発生源となり、周辺地域への再侵入や被害拡大を招くおそれがある。

私有地における防除については、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本としつつ、県及び市町村が必要な情報提供や技術的助言等を行いながら、地域全体で対策を進めることが重要である。樹木の状況を定期的に確認し、フラス、脱出孔、成虫等の被害の兆候を確認した場合には、速やかに県地域振興局や市町村等の関係機関へ相談又は通報し、適切な防除を実施することが期待される。

一方で、土地所有者等による対応のみでは十分な対策が実施できない場合も想定される。このため、県及び市町村は、本種の被害拡大防止の緊急性及び公益性に鑑み、外来生物法第 17 条の 3 及び第 17 条の 5 の規定に基づき、必要な手続を経た上で、必要に応じて、私有地における防除を実施する。なお、所有者が不明な土地や樹木については、同法に基づく措置を活用し、必要な公告その他の手続を経た上で、防除を実施することも求められる。特に、飛び地的被害地域及び被害最前線地域においては、所有者不明の土地や樹木が地域全体の防除の支障とならないよう、迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。

県及び市町村が、外来生物法に基づき、所有者に代わって防除を行う場合には、国が定める防除マニュアルに沿って実施するほか、県及び市町村は、私有地における対策について必要な支援を行う。

Ⅴ その他の推進事項

(1)広報の推進、住民からの通報の促進

クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するためには、早期発見・早期通報・早期防除を徹底することが重要である。被害の早期発見には、住民からの通報による情報が重要となることから、県は、市町村と連携し、被害の早期発見及び早期防除を

促進するため、県民、樹木所有者、施設管理者、事業者等に対し、成虫、フラス、脱出孔等の被害の特徴や確認方法について普及啓発を行う。

また、ホームページ、SNS、広報誌、研修会等を活用し、発見時の通報先及び通報方法の周知を図るとともに、県及び市町村においては、住民が通報しやすい体制や方法を整備する。

市町村は地域における発見情報の一次的な受付及び確認を担い、県は市町村から共有された情報を一元的に集約・分析し、地域防除戦略の策定・改定やその実施に反映する。

(2)広域的な分布状況の調査及び把握

クビアカツヤカミキリの新たな被害地点の多くは既被害地点から 3 km 圏内にあることに鑑みると、県及び市町村や県民が、クビアカツヤカミキリの既被害地域情報を速やかに把握し、これらを参照して監視等の予防措置を含めて対策を講ずることができることが重要である。県は、被害状況調査を行うとともに、発見情報等を一元的に集約・管理する仕組みを構築し、また、隣接県その他の都道府県と被害発生状況、防除手法及び防除効果等に関する情報共有を行い、県境周辺地域における監視及び防除について連携を図り、広域的かつ一体的な被害拡大防止対策を推進する。

既被害地域情報をウェブ上で公開している都道府県も数多くあるところであるが、全国的にクビアカツヤカミキリの分布地点情報を把握・共有するためのデータベースの構築及び運用等について、国に対し必要な働きかけを行う。

(3)効果的な防除手法等の研究･開発

県は、県の環境保全研究所、農業試験場、果樹試験場、南信農業試験場及び林業総合センター等と連携し、クビアカツヤカミキリの生息状況、被害状況及び防除効果等に関する知見の集積を図る。市町村も各種団体や市民等と連動して、防除に関する情報収集及び情報共有に努める。

また、国、大学、関係機関及び民間事業者等と連携しながら、防除技術に関する情報収集及び効果検証を行い、その成果を防除対策へ活用する。

(4)市町村等に対する各種支援

県は、国と連携し、市町村、事業者及び樹木所有者が実施する監視、防除及び被害拡大防止対策に係る必要な技術的支援及び財政的支援を行う。

Ⅵ 防除の進捗状況の点検

本地域防除戦略に基づく県内の対策の進捗状況をクビアカツヤカミキリ庁内対策会議において毎年度点検し、県内の被害状況を踏まえ、必要に応じて戦略の見直しを行う。